

## 林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成 28 年度以降も継続し、必要な財政措置を講じるとともに、事務を効率化すること。  
また、間伐等の森林施業や路網整備等を推進するため、森林整備事業の財政措置を拡充すること。  
さらに、森林整備加速化・林業再生基金事業については、恒久的な制度とするなど安定的な財政措置を講じること。
2. 林業経営の安定化のため、担い手の確保、育成事業を一層推進し、必要な財政措置を講じること。  
また、私有林の整備については、森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
3. 森林の保全や災害防止に当たっては、津波防護整備及び山地防災力強化など、治山事業を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
4. 病虫害防除対策を促進するため、財政措置を拡充すること。
5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など財政措置を拡充すること。  
また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政措置を充実すること。
6. 水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、水循環基本計画等に基づき適切な対策を講じること。